

お知らせ information

お知らせ

個人事業税の納期のお知らせ

個人事業税とは、事業を営んでいる個人に課税される県の税金で今年度の第2期分の納期限は11月30日[※]です。県中地方振興局県税部から送付される納税通知書で、納期限までに最寄りの金融機関で納付してください。

なお個人事業税は口座振替による納付も可能です。ご利用になりたい方は県中地方振興局県税部までお問い合わせください。ただし今回新たに口座振替を申し

込みされた場合は、来年度からの取扱となりますので、ご注意ください。

●県中地方振興局県税部課税第一課事業税チーム
☎024-935-1251

◆税について考えてみませんか 税を考える週間とは

11月11日から17日までは「税を考える週間」です。税の仕組みや使い道など、皆さんに「税金」についてより理解を深めてもらう機会として国税庁が実施しているものです。

皆さんに納めていただいている税金は、社会保障や教育・安心安全な町づくりなどさまざまな行政サービスを行っていくための大切な財源であり、皆さんの豊かな生活を支えていくうえで必要不可欠なものです。納税についてご理解・ご協力を願います。

また国民健康保険は、病気やケガなどで医療機関にかかった際に必要な医療費

を、加入者の保険料から補助する助け合いの制度です。収入が多い方はどうしても国民健康保険税が高くなってしまうますが、自分が助けられる立場になった時のためにも「加入者同士で支え合う」という制度の趣旨をご理解のうえ、納税についてご協力をお願いします。

◆所得控除の申告や異動届は忘れずに

身近な税金である所得税や町県民税は、通常、収入が多くなると高くなりますが、所得控除を受けることで所得税が還付されたり町県民税が減額になる場合があります。会社などの年末調整や確定申告をする際は、扶養控除・社会保険料控除・医療費控除など自分が該当する控除を確認のうえ忘れずに申告をしてください。

また住所を変更した時には住民異動届出を、国民健康保険から社会保険に変

わった時には国民健康保険脱退の届出を行うなどの手続きをしていただくことで、二重課税を防ぎ適切に課税することができ、これらの異動があった場合には忘れずに手続きを行ってください。

申告や手続きでご不明な点は税務課までお問い合わせください。

◆申告の準備を始めましょう！

毎年、申告に必要な書類を揃えていただいています。が、直前になって慌てて整理するのは大変です。そこで今からでも来年の申告に向けて少しずつ準備できることを2カ月に分けてお知らせします。今月は医療費控除についてです。領収書が多くなりがちですが、左記を参考にしてください。

◆医療費控除を受けるには

医療費控除を受けるには確定申告が必要です。次の

書類をそろえて申告をしてください。

◆収入が分かる書類

- ①給与や年金収入がある方
：源泉徴収票(原本)
- ②営業・農業などの事業収入がある方
：事業所得の収支内訳書など

※営業・農業収入があつて役場で申告される方は、申告時に収支内訳書も作成しますので、医療費の領収書をまとめてお持ちください。

◆医療費の領収書

1年間に支払った医療費の領収書(原本)が必要です。医療費を受けた人ごと・病院ごとにとまとめると、明細書をスムーズに作成できます。

※健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」では医療費控除は受けられませんが、ご注意ください。

来月は農業・営業収入の申告についてお知らせする予定です。

●税務課

☎72-6932